

令和7・8年度うるま市民芸術劇場等浄化槽維持管理業務委託仕様書

1. 業務名称 : うるま市民芸術劇場等浄化槽維持管理業務委託
2. 委託期間 : 令和7年4月1日～令和9年3月31日
3. 対象施設 : うるま市民芸術劇場、うるま市生涯学習・文化振興センター ゆらてく
4. 業務内容

うるま市民芸術劇場等浄化槽維持管理業務は浄化槽法第10条及び関係法規に基づき、次の業務を行うものとする。

- a. 浄化槽施設の正常な運転に関する業務
- b. 浄化槽施設の保全に関する業務。
 - (1) 施設各部の損傷及び減失を促進する要因を排除する業務
 - (2) 施設各部が最良な条件のもとで稼動するための作業
 - (3) 施設各部の軽微な補修
- c. 施設の保守点検及び機能管理に関する業務。
 - (1) ポンプ類、破砕類、送風機などの電圧、電流、給油状態、異常音の有無、振動の有無、軸受けの発熱の有無、ポンプ類の揚水状況、レベルスイッチの点検調整
 - (2) スクリーン及び沈砂地の状況、流入水量の状況、それに伴うスクリーン残渣及び土砂の場外搬出作業
 - (3) 曝気槽混合液色相、臭気、水温、水素イオン濃度、30分間自然沈降汚泥量の状況、送気量とそれに伴う返送汚泥量の調整
 - (4) 沈殿池におけるスカムや汚泥の浮上の有無、曝気槽混合液の流入状況、越琉セキの状況、汚泥の返送量、それに伴うスカム除去等の調節作業
 - (5) 処理水の水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度等簡易水質検査
 - (6) 放流水の状況、測定、残留塩素検査、消毒薬品の有無とその補充作業
 - (7) 点検の結果、異常や故障を発見した場合は、その対策を図る。
- d. 汚水処理装置に関する業務。
 - (1) 曝気槽内の汚泥濃度の監視、溶存酸素量を測定、操作
 - (2) 処理水に適する消毒薬品注入の業務
- e. 法令に基づく放流水の水質検査を行い、その試験結果を委託者に提出する。
- f. 清掃に関する業務。
 - (1) 前処理槽など設備各部が最良の条件のもとで稼動するための清掃作業
 - (2) 沈殿池内の土砂のかきあげ及び場外搬出と清掃業務
 - (3) スクリーンにつく夾雑物の除去と清掃作業
 - (4) 機械室内、処理施設敷地内の清掃作業
5. 業務を実施した都度、「管理報告書」を委託者（以下「甲」という。）に提出し、検印を受ける。
 - (1) 点検は2回／月とする。
6. 甲は業務の実施にあたり緊急に必要と認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることができる。

7. 異常事態が発生した場合、乙は速やかに対象施設に急行し、異常事態の確認をするとともに、事態の拡大防止にあたる。
8. 施設各部の機能が、一定期間あるいは長時間にわたって停止するような事故が発生した場合は、甲へ速やかに報告する。
9. 浄化槽施設に異常が見られた場合は、応急処置を施すとともに、状況ならびに原因を速やかに報告し、甲に助言する。
10. 甲が浄化槽を補修または取替を行う場合には、乙はこれに協力する。
11. この業務委託の契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約である。